

宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は本市のエネルギー自給率の向上に向けて、市民による電力使用の合理化（省エネ）の促進と同時に電気料金の負担軽減を図ることを目的とし、省エネ家電製品へ買換えをする市民に対し予算の範囲内で宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電製品」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 冷蔵庫 目標年度2021年度で日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるもの
- (2) エアコン 目標年度2010年度で日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるもの
- (3) テレビ 目標年度2026年度で日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるもの又はエネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）3-3(1)の規定による多段階評価点が1.5以上のもの
- (4) LED照明器具 目標年度2020年度で日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるもの
- (5) LED電球 目標年度2027年度で日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本市の公的義務（市税、使用料、負担金、貸付金等）の納付を果たしている者。
- (3) 自らが居住する本市の住宅の既存の冷蔵庫、エアコン、テレビ、照明器

具（LED照明器具を除く。）及び電球（LED電球を除く。）を、より省エネ効果が高い新品（未使用）の省エネ家電製品（購入金額の合計が5万円以上のものに限る。）に交換するために、本市の店舗において購入し、設置する者

(4) 本人及び本人と同一世帯で生活する者がこの補助金の交付決定を受けていない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条第3号に規定する省エネ家電製品本体の購入に要した費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の合計額に100分の40を乗じた額以内とする。

ただし、補助金の額は12万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等（日付、支払金額、金額の内訳、購入品名及び発行者が記載されているもの）の写し

(2) 第2条各号に基づく省エネ家電製品であることが確認できるもの

(3) 第3条第3号に規定する「より省エネ効果が高い」ことが確認できるもの

(4) 購入した省エネ家電製品の製造番号が分かる資料又は写真

(5) 冷蔵庫、エアコン及びテレビ購入の場合は、廃棄する買換え前の家電の特定家庭用機器廃棄物管理表の写し。LED照明器具及びLED電球の場合は、宮古島市の家庭ごみの分け方・出し方に沿った処理を行ったことが分かる写真（事業者に処分させた場合はそのことが分かるもの）

(6) LED照明器具及びLED電球にあっては、買換え前後の機器及び電球の配置状況等が分かる写真

(7) 申請者の振込指定口座通帳の写し（申請者本人に限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 申請書及び添付書類の提出は、宮古島市企画政策部エコアイランド推進課への持参による。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金返還通知書(様式第5号)により期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 交付決定者は、交付申請年度の翌年度から起算して、LED照明器具及びLED電球にあつては1年以内、テレビにあつては5年以内、冷蔵庫及びエアコ

ンにあつては6年以内に、補助金を受けて購入した省エネ家電製品を補助金の交付の目的に反して使用し、販売し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

(協力の要請)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、本市が実施する省エネルギー及び節電に関する調査、その他必要な調査への協力を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年8月7日宮古島市告示第146号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市省エネ家電製品買換促進補助金交付要綱の規定は、令和5年8月14日から適用する。